

此花区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	『このはな地域見守りタイ』事業 業務委託	その他	社会福祉法人 大阪市此花 区社会福祉協議会	8,007,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第 167条 の2第1項第2号	G5	
2	令和3年度此花区広報紙企画編 集業務委託	印刷・デザイン	有限会社リッツコーポレー ション	5,892,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第 167条 の2第1項第2号	G5	
3	令和3年度 此花区地域活性化 支援事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュ ニティ協会	13,838,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第 167条 の2第1項第2号	G5	
4	令和3年度 此花区地域総合力・ 企画力アップ事業にかかる業務 委託	その他	伝法地域活動協議会	1,319,800	令和3年4月1日	地方自治法施行令第 167条 の2第1項第2号	G3	
5	令和3年度 此花区地域総合力・ 企画力アップ事業にかかる業務 委託	その他	高見地域活動協議会	1,452,251	令和3年4月1日	地方自治法施行令第 167条 の2第1項第2号	G3	
6	令和3年度此花区コミュニティ育 成事業業務委託	その他	一般財団法人 此花福祉会	7,744,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第 167条 の2第1項第6号	G5	

随意契約理由書

1. 案件名称

『このはな地域見守りタイ』事業 業務委託

2. 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市此花区社会福祉協議会

3. 随意契約理由

本業務は、地域住民等から構成される地域ボランティアが、高齢者・障がい者・子育て世帯に見守り・声かけを行い、潜在的な孤立者を発見し、援助につなげることを目的とするものである。

本事業の実施にあたっては、ボランティアの募集・育成や活動支援等、福祉分野の専門知識を要することから、専門知識を有する事業者に企画を提案してもらい、効果的な事業とするため、公募型プロポーザル方式により契約方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、社会福祉法人大阪市此花区社会福祉協議会について、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、社会福祉法人大阪市此花区社会福祉協議会と随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市此花区役所 保健福祉課（介護保険）（06-6466-9859）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和3年度此花区広報紙企画編集業務委託

2. 契約の相手方

有限会社リッツコーポレーション

3. 随意契約理由

区広報紙は、当区の施策を区民一般に広く知ってもらうため、毎月全戸配布している広報媒体である。広報紙の紙面作成や内容を工夫することにより、区民の興味や関心を引き、区民の求める情報が必要な時に確実に伝わるようにする。そして、区民の地域コミュニティへの参加やまちづくりへのアクションにつなげ、区民が自分の住むまちに誇りと愛着を持てるようにしていくことを目的とする。

月刊年12回発行し、全戸配布を行うことで、区民に必要な情報を発信するものである。区広報紙で必要に応じて特集記事を組み、写真やニュース性のある記事の編集企画など効果的な情報発信を実施する。広報紙の充実を図るために、質の高い専門業者の選定を目的として公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、有限会社リッツコーポレーションについて、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、有限会社リッツコーポレーションと随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市此花区役所 企画総務課（総合調整）(06-6466-9683)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和3年度 此花区地域活性化支援事業業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由

大阪市では、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている地域住民が中心となって、多様な主体との協働（マルチパートナーシップ）により取組を進めることができる、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを推進している。

此花区においては、平成25年に区内の各校区等地域において地域活動協議会が形成され、各種地域団体や企業、NPO等の多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれの特性を発揮し、校区等地域における地域活動に取り組んできております。さらにこの活動を進めるために、地域別に担当を定めた区役所職員が、それぞれの地域の課題解決、人材育成の支援を行うとともに、地域における会議等のファシリテーションや活動情報を幅広く発信するなど、区役所と地域が密接に連携しながら支援を行うことが必要です。

本事業は、このような支援を進めるために、地域課題の解決方策の策定、その方策の地域活動協議会による事業化の支援や地域担当職員の地域支援等について、地域活動の支援にかかる実績を有する民間事業者を活用することにより、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを目的としている。

民間事業者のもつ地域コミュニティの活性化に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用し、住民主体のコミュニティの活性化がより期待できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会について、契約相手方として適当であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪市コミュニティ協会と随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市此花区役所 市民協働課（06-6466-9734）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和3年度 此花区地域総合力・企画力アップ事業にかかる業務委託

2. 契約の相手方

伝法地域活動協議会

3. 随意契約理由

此花区が本事業を実施するに当たって、おおむね小学校区を活動範囲として防災・防犯、安全・安心、住民のつながり作り等行政が担うべき分野を含む地域活動を行っている団体は、地域振興会連合振興町会、地域社会福祉協議会、地域民生委員協議会、地域の単位女性会等のほかNPOを含め複数あるが、地域特性に応じた活動項目の選択、活動の一括周知、実施時期の相互調整、担い手の活動間相互協働・多世代化、参加者の相互参加・多世代化などを図りながら実施できる団体としては、住宅の状況（老朽、空き家等）、高齢者の分布・健常の度合い、子育て層の状況、新住民の増加状況などの地域事情を知悉し、構成団体相互の調整機能を持つ此花区の地域活動協議会が唯一の団体であるため、地域活動協議会に特名随意契約により委託する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市此花区役所 市民協働課（06-6466-9734）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和3年度 此花区地域総合力・企画力アップ事業にかかる業務委託

2. 契約の相手方

高見地域活動協議会

3. 随意契約理由

此花区が本事業を実施するに当たって、おおむね小学校区を活動範囲として防災・防犯、安全・安心、住民のつながり作り等行政が担うべき分野を含む地域活動を行っている団体は、地域振興会連合振興町会、地域社会福祉協議会、地域民生委員協議会、地域の単位女性会等のほかNPOを含め複数あるが、地域特性に応じた活動項目の選択、活動の一括周知、実施時期の相互調整、担い手の活動間相互協働・多世代化、参加者の相互参加・多世代化などを図りながら実施できる団体としては、住宅の状況（老朽、空き家等）、高齢者の分布・健常の度合い、子育て層の状況、新住民の増加状況などの地域事情を知悉し、構成団体相互の調整機能を持つ此花区の地域活動協議会が唯一の団体であるため、地域活動協議会に特名随意契約により委託する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市此花区役所 市民協働課（06-6466-9734）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和3年度此花区コミュニティ育成事業業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人 此花福祉会

3. 随意契約理由

此花区では、昨今、マンション建設に伴う新しい居住者が増加するとともに、地域活動の担い手の高齢化が進むなど、地域コミュニティの醸成に向けた住民間の交流の促進や次世代の地域活動の担い手の育成等が課題となっている。

本事業は、身近な地域でのコミュニティづくりのきっかけとして、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心のふれあう豊かで明るいまちづくりを目指して、住民ニーズを把握したうえで、地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働しながら、住民主体のコミュニティの活性化を目的としている。

民間事業者のもつ地域コミュニティの活性化に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用し、住民主体のコミュニティの活性化がより期待できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人此花福祉会について、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人此花福祉会と随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市此花区役所 市民協働課 (06-6466-9734)